

陳述書

令和2年1月15日

住所 川崎市多摩区登戸3221-8
イトラコ-ホ301

氏名 木治 貴夫



1 はじめに

私は大学を卒業した後に國學院大學神道学専攻科に入学、一年間神道について勉強し、神職資格を取得した後の昭和58年4月に、縁あって神社本庁に奉職しました。奉職後は組織涉外部、渉外部、教化部、教学研究所、本宗奉贊部での勤務を経て、以下の役職に就いてきました。

平成16年3月 渉外部長心得(神道政治連盟事務局長を兼務)

平成16年7月 渉外部長(神道政治連盟事務局長を兼務)

平成20年7月 広報部長

平成22年7月 本宗奉贊部長

平成27年7月 教化広報部長

平成28年9月 総合研究部長

その間の昭和62年末、神社本庁は川崎市麻生区高石4丁目に百合丘職舎を購入しました。土地約470坪、建物約372坪の新築物件です。小田急線百合ヶ丘駅から徒歩5分の場所に立地する、3LDK18軒、2K3軒の計21世帯が入居可能な職舎でした。以来30年近くにわたり、多くの職員及びその家族が生活し、私も購入直後から平成23年10月迄、家族ともども百合丘職舎に入居していました。それが、老朽化により維持管理費が貰えない、遠隔地にあり危機管理の用をなさないことなどを理由として、平成27年に1億8400万円で不動産会社の(株)ディンプル・インターナショナル(以下、「ディンプル社」)に売却されました。

ところが翌平成28年5月頃より、売却価格が廉価ではなかったかとの疑惑が持ち上がりました。これに対する神社本庁担当部署の対応は、明らかに事実を隠蔽しようとするものでした。それで私は、密かに自分自身で事実関係を調査するとともに、知り得た情報をもとに疑惑の背景や内部事情を記した「檄」と題する文書を作成し理解のある理事に手交、また、万一の場合に備えて知り合いの警察官に相談するなどの対応を行っていましたが、平成29年4月にそうした私の行為が、事実の隠蔽を図る神社本庁の執行部に露見、顧問弁護士から執拗な尋問を受けた後、同年7月24日に自宅待機を命ぜられ、8月25日に懲戒解雇の処

分を受けました。

私は職舎売却疑惑が発覚してより、本務である教化広報部長、総合研究部長としての業務を誠実に遂行するとともに、疑惑の真相究明と神社本庁の信用回復のために幹部職員としての務めを果たしてきたつもりです。ここにその間の経緯を述べたいと思います。

2 平成28年5月～9月頃までの経緯

(1) 百合ヶ丘職舎売却に関する疑惑について

職舎の売却については、平成27年に役員会、評議員会で決議される前に、その前年から部長会や本庁事務所組織及び財務運営改善に係る検討会議においても度々協議されました。私は単純に、今売却するのは色々な意味でもったいないのではないかと思ったものの、眞田秘書部長が明言するとおり、それが役員の意向であり、関係部署も同じ方向性なら致し方ないという考え方と、自分の業務で手一杯で、別の提案を具体化する時間もないことなどの理由により、部長会等で職舎売却について特に意見を述べたことはありません。

ところが、平成28年5月24日の神社本庁役員会で、当期で役員を退任する松山文彦理事が「前年の役員会で百合ヶ丘職舎の処分に賛成してしまったが、売却の直後に旧職舎には売価を大幅に超える3億円の根抵当権が設定された。結果的に神社本庁が損失を被ることとなったが、そうした案件に賛成してしまったことをお詫びしたい。今後、不動産の売却を協議する場合は、きちんとした資料で提案されることを事務局に要望する。また判例もあるのでディンプル社を相手に裁判を起こし、損失金を回収することも可能であるので検討してほしい。」旨の発言をしました。木田財政部長は、百合ヶ丘職舎の立地条件の悪さと共に、不動産鑑定書などに基づいた価格であること、手続きには問題がないことを説明しましたが、その後、数名の理事から関連の意見もありました。このとき私は、「職舎売却疑惑」の存在をはじめて知ることとなりましたが、大変驚いたことはいうまでもありません。

つづく平成28年5月26日からの神社本庁評議員会では、百合ヶ丘職舎売却に関する問題提起が神社オンラインネットワーク（会員登録した神社関係者による情報交換サイト）においてなされていたことを踏まえ、芦原評議員が売却の経緯について質問しましたが、木田財政部長が役員会と同様の説明をして一連の会議は終わりました。しかし、不正のないことが証明されたわけではなく疑惑は残されたままでした。

このとき私は、もしこの疑惑が事実とすれば、神社本庁70年の歴史においても前代未聞の大変な問題であり、神社本庁として真相を明らかにしなければならないが、私の上司や同僚の役職員が当事者として関わっている問題であり、対処方法は容易ではない

とも感じていました。

(2) 職舎廉売疑惑に関する匿名文書が出回ったこと

その後、「職舎売却疑惑」を取り上げた匿名の投書が神社本庁はじめ役員や各都道府県神社庁などに送付されました。平成28年6月には「神社本庁役員の疑惑について」が、続いて同年の8月末には、「神社本庁百合ヶ丘職舎売却に関わる問題点を共有し、神社本庁及び神社界の正常化の第一歩に!」と題する匿名の投書が神社本庁を含む関係者に届けられました。後者には関連の登記簿の写しが付され、旧百合ヶ丘職舎が平成28年5月27日に(株)中央住宅に所有権が移転し、転売されている事実が記されていました。

最初の匿名投書が届いた際には、平成28年6月29日の部長会において、同年6月28日付の受領印の押された文書の写しが配られ、眞田秘書部長より、その内容に関する問い合わせ等の対応は全て顧問弁護士の内田智氏に委託したとの報告があり、併せて内田弁護士の連絡先も各部長に伝達されました。ところが、平成28年8月末に本庁にも届いたとされる匿名投書については、同年8月31日に開催された定例の部長会では報告されず、また臨時に部長を集めて公式に報告されることも全くありませんでした。私がその内容を知ったのは、職舎疑惑が提起されてから、その問題について情報を交換していた神社新報社の前田総務部長から入手した文書の写しによるものです。そこには、職舎疑惑に打田氏が深く関わっていることを確信させる驚くべき内容がありました。それは、「(株)ディンプル・インターナショナルと(株)日本メディア・ミックスの代表取締役が同一人物の高橋恒男(ママ、正しくは「雄」)氏であります。」という記述内容と、それを裏付ける登記簿謄本の写しですが、その具体的な根拠は「3」で述べます。

(3) 濑尾さんらからの情報提供

私は、職舎疑惑が発覚してより、瀬尾さん(平成27年6月迄財政部長の職にあり、財産管理の担当部長として、ディンプル社への随意契約による百合ヶ丘職舎の売却という方針を決めた後、同年7月から総合研究部研修課長事務取扱をしていた。)からも色々と話を聞き、瀬尾さんが「信頼していたディンプルに騙された。」と強く憤っていることを知りました。また、実際に売却を進めた木田財政部長にもこの疑惑について尋ねましたが、「多少の業者との癒着はどんな組織にもあり、この程度のことは問題ない。」という認識でした。それまで私が木田氏に対して抱いていた、誠実そのものというイメージが大きく崩れていく感じがしました。

また、瀬尾さんからはさらに驚くべき話を聞きました。松山理事より役員会で疑惑の指摘がなされた当日の平成28年5月24日、神社本庁から神社新報社に出向していた神保氏がスマホの操作を誤り、「瀬尾さんによれば、職舎のディンプル社への売却には打田、眞田、牛尾の圧力があった。」という内容の文章をフェイスブックに投稿してしまっ

たところ、その翌日に打田文博氏から瀬尾さんに、「神保にそんなことを言ったのか。おれはあんたに圧力などかけていない、神保にも言っておけ。」との内容の電話があったというのです。瀬尾さんは、確かに打田氏から直接言われたことはないようですが、圧力をかけた眞田、牛尾両氏が打田氏の「子飼い」とも言える存在であることは周知の事実で、彼等の言動の背後には常に打田氏の意向があることを感じていたとのことです。そうしたことから、売却価格に関するディンプル社の説明を信用した上で、同社への売却方針を決定したというのが真相です。

そして、この頃から私は、瀬尾さん、神保氏、そして神保氏の上司にあたる神社新報社の前田氏と職舎疑惑について情報交換をするようになり、それで2回目の匿名文書を前田氏から入手できたのです。次に私が打田氏の関与を確信した根拠を述べたいと思います。

3 私と打田氏及び(株)日本メディア・ミックス社との関係

私が、職舎売却疑惑の黒幕が打田氏であると確信した根拠は、長年にわたる同氏と私との関係と、私が自ら仕事の上で体験し知り得た、打田氏と(株)日本メディア・ミックス(以下、「メディア社」)との深い関係にあります。その具体的な事柄について述べたいと思います。

(1) 私と打田氏との関係等について

私が昭和58年4月に神社本庁奉職し、組織渉外部の勤務を命ぜられたとき、今回の事件に関わる打田氏は教学部の勤務でしたが、時局対策関係(当時、県から靖国神社や護国神社への玉串料奉納が違憲であるとして、岩手、栃木、愛媛の各県で知事を相手に提訴されていた住民訴訟をはじめとする、いわゆる政教分離関連訴訟への対策等)が担当であり、業務上密接な関係のある組織渉外部や、組織渉外部長が事務局長を勤めていた神道政治連盟によく顔を出していました。

また、前述の玉串料訴訟の関係で、栃木県護国神社の宮司をしていた私の父親とも面識があったこともあり、私とは部署は違っていましたが、打田氏に夕食をご馳走になったこともあります。また、昭和59年12月に、私がそれまで続けていたアマチュアボクシングの最後の試合に出場したときには同僚と一緒に応援に来ていただいたり、同61年2月に青梅マラソンに木田氏(現生田神社権宮司)と一緒に参加した際には、羽村にある打田氏の奥様の実家にお世話になるなど、公私にわたり色々と面倒を見ていたことがあります。そのことは今でも有り難く思っています。

その後、昭和60年に時局対策が教学部から組織渉外部の担当になり、打田氏も組織渉外部に異動となりました。年齢的にまだ「主任」の役職はついていませんでしたが、次第に部内でリーダーシップを握り、神道政治連盟の事務局でも重きを置かれるようにな

っていきました。

その頃の組織渉外部の主な案件は、前述した政教分離関連の訴訟対策の他に、建国記念の日奉祝行事のあり方をめぐる政府や自民党との交渉、天皇陛下御即位六十年の奉祝行事、中曾根總理の靖国神社公式参拝をめぐる問題などがありました。また、内部の問題としては、全国敬神婦人連合会や神道青年全国協議会(以下、「神青協」)など、神社本庁内に事務局があり、本庁職員が事務局員を兼務している神社本庁指定団体(全部で6団体)の運営のことがありました。その頃の神青協の会長が現神社本庁総長である田中恒清氏(昭和58~60年)であり、その後任が今も田中総長を支持しているとされる小林一朗氏(昭和60~62年、現埼玉県神社庁副庁長、神社本庁評議員)でした。その頃から上記両会長をはじめ、今は神社本庁の役員等にも名を連ねている当時の青年神職の人脈がつくられていったのだと思います。

また、私は神青協との関係では、昭和60年12月に同団体の韓国での海外交流・研修事業に参加させてもらったことがあります。これは、私は神青協の事務局員ではないものの指定団体の担当部署にいる関係で色々業務を手伝うこともあります、打田氏が当時の小林会長に私を行かせてやってほしい、経費も面倒見てほしい、とお願いして実現したものです。何も自分から頼んだわけではなく、そこまでしてもらって参加することに躊躇はありましたが、話は打田氏と小林会長との間だけですんなり決まりました。

打田氏は後に、役職員や関係団体との深い関係を利用して、配下の職員には人事面などで良い思いをさせ、自分のやり方の邪魔になる同僚や部下に対しては、役員に取り入って左遷や退職に追いやる手段などを使うようになりますが、この頃から上司や関係者に上手く取り入り、他人を動かして恩を着せようとしていたようにも感じています。

また当時、指定団体の全国氏子青年協議会の会長は東京の日枝神社氏子青年会の藤村武雄会長がつとめていましたが、神青協の小林会長は、以前、日枝神社に奉職していたことから藤村会長と親しく、藤村会長から、氏子青年協議会の本庁事務局(牟礼仁事務局長、天野大也書記)は会長の指示に従わないという苦情を聞いていたようです。そのため、小林会長その他神青協役員が、打田氏と飲食を共にしながらその問題を話し合う場が設けられ、私もその場に同席させられました。私は氏子青年協議会の行事の手伝いをしたこともあります、牟礼、天野両氏は本庁業務の合間に縫って熱心に指定団体の業務をこなしていました。また、指定団体の事務局員は全員、神社本庁の職員であって本務の業務が別にあり、当時の組織渉外部は各指定団体に対し、指定団体の業務は当該団体の役員で出来る限り分担し、本庁事務局の負担が過重にならないようお願いする立場にありました。その為に当時は、指定団体の業務は、原則として神社本庁の業務時間外に行うという、今考えると非常識な申し合わせまであったほどです。

であるなら、指定団体担当部署の立場にある打田氏は、まずは事務局の牟礼、天野両氏から事情を聴くべきであり、場合によっては藤村会長に本庁事務局の立場を説明し、理解を求めるべきであったと思います。私はそこに同席しながら、担当部署としてのこうした対応に違和感を感じたことを覚えていますが、今思えば、将来の神社界の幹部候補生である神青協の会長に配慮することで、関係を強固にしておきたかったのかもしれません。

また当時、神社本庁には事務局長という役職があり、最初の庁舎移転計画が不備に終わったため、その責任を取って退職した渋川謙一氏の後任に、吉田玄蕃氏が着任しました。後に神社本庁がディンプル社に転売した中野職舎は、沖縄県の波之上宮から転任した吉田事務局長の職舎として購入したものです。

この吉田事務局長は、就業規則の定める職員としての定年を過ぎても、役員の意向であることを理由に事務局長の職にありました。それに対する疑問が職員、それも中堅職員の中から起こりました。この動きの中心人物が当時の打田氏ですが、自分は裏に回って前面には出さずに、後に百合丘職舎売却の前に退職に追い込まれた轟田さんが職員会議で、吉田事務局長の退職を求める発言をしていたことが記憶に残っています。この吉田事務局長問題については、当時の職員の大半は、吉田事務局長は退職すべきと考えていたように思いますが、中には事務局長の処遇は役員が決めることであり、やり方を間違うと労働問題になる可能性もあると指摘する声もありました。ともかく吉田事務局長はまもなく神社本庁を退職し、その後任には庶務部長であった柄尾泰治郎氏が就任しました。

また、柄尾事務局長を最後として、事務局長制度は平成7年に廃止されますが、これも当時渉外部長になっていた打田氏が主導して進めたものでした。理由は渉外部で企画した案件が事務局長の判断で潰されないようにするために、これも今思えば、あまりにご都合主義としか言いようがありません。

ともかく当時から打田氏に関しては同様の話がいくつもあり、私は組織渉外部の新米職員として大変お世話になった反面、その仕事の進め方、自分の意に沿わない上司や同僚、部下に対しては容赦のない対応の仕方を間近に見ていましたことから、次第に意識して打田氏とはなるべく距離を置こうと考えるようになりました。

また昭和63年頃、滋賀県大津市の日吉大社で例祭の執行が出来なくなるような紛争が起こりました。事態を収拾するために神社本庁が特任宮司を任命するとともに、その補佐のために職員を送り込むなどの対応が図られましたが、その職員の中に打田氏も加わりました。その時期、渉外部は建国記念の日奉祝行事の準備などで忙しい時期であり、打田氏が暫く抜けたことで業務の遂行に苦労した記憶がありますが、当時の櫻井総長の

意向で交渉事に長けた打田氏が抜擢されたのだと聞いています。そしてその後、気多大社などで起きた宮司の人事をめぐる紛争にも何故か、すでに神社本庁を退職した打田氏が関与したこともありました。これは、当時の矢田部総長、田中総長との深い関係によるものだと思いますが、両総長が、如何に打田氏を頼りにしていたかがわかります。

(3) 皇室広報誌の刊行とメディア社について

平成元年の人事異動で私は、機構改革で新設された教化部組織課へ移り、打田氏と仕事の上での直接的な関係はなくなりました。その後、組織課長を経て平成8年には教学研究所へ異動となり調査室調査課長を命じられました。この時、打田氏は渉外部長・神道政治連盟事務局長の職についていましたが、平成9年頃から仕事の上で再び私と関わるようになりました。それが天皇陛下御即位十年を間もなく迎えるにあたり、皇室広報誌を刊行しようとの企画です。

この企画を当時担当し、熱心に進めていたのが私の直接の上司であった茂木貞純調査室長であり、それに賛同、協力していたのが神社新報社で皇室報道を担当していた松本滋記者、そして松本記者と皇室報道の現場で一緒であった時事通信社出身の稻生雅亮氏、学研出身のカメラマン、瓜生浩氏でした。当時、茂木室長は御即位十年を迎えての神社本庁の記念事業として位置づけ、実現に向けて模索していましたが、この話に、“良い会社を知っている”と、メディア社を紹介してきたのが当時の打田渉外部長でした。

そして、皇室広報誌の企画検討に、当時メディア社の取締役であり、NHKの財務担当理事という経歴を持つ三河内賢治氏が加わるようになりました。

皇室広報誌の発刊の企画は、茂木調査室長と調査課長であった私の担当でしたが、広報誌としての内容や刊行に関するることは、前述の松本、稻生、瓜生の各氏と打合せし、販売普及に関することは打田渉外部長、三河内氏と打合せするという流れで進められるようになりました。

実現に向けた一番の問題は、この手の季刊誌の発行は、2万名の定期購読者がいなければ採算ベースにのらないことと、雑誌協会に加盟し、皇室取材を普段から手掛けている出版社でなければ刊行が難しいだろうということでした。それで発刊元として「株主婦と生活社」が候補になりましたが、出版不況の中、同出版社は、自社がリスクを負わない形での委託出版契約でなければ刊行は出来ないと姿勢でした。季刊誌として発行しても2万名の購読者を常時確保できなければ、その分のリスクを神社本庁が負うことになります。それが発刊へと踏み切られたのは、当時、石清水八幡宮の権宮司であった田中恒清氏を含む何人かの有力な神社関係者から意見聴取を行った際の積極的な意見や、「我々はノウハウがあるので、2万名の定期購読者の獲得は可能である」とする三河内氏の発言があったからです。

そして神社本庁は皇室広報誌の刊行に向けて具体的に準備も進め、誌名も季刊誌『わたしたちの皇室』に決まり、平成10年10月に主婦と生活社より創刊号が出ることとなりました。また、同年7月には茂木調査室長が総務部長へと異動になり、新しく大井鋼悦氏が調査室長に就任しました。

そんな中、発刊の前にトラブルがおきました。そのトラブルとは、主婦と生活社が出版取次店各社に刊行を告知する前に、メディア社が取引のある書店にお知らせ文書を出してしまったことです。出版社が取次店経由で書店に告知するのが出版界のルールのようで、直販を担当する会社が直接書店に告知してしまっては主婦と生活社としての創刊号の事前広報が出来なくなり、書店販売には大きな痛手だと、担当の廣井取締役から私に電話があったのです。このことを三河内氏に確認すると、自身がフライングをしてしまったという意識はなく、また、この時も打田氏はメディア社側の立場を擁護する姿勢でした。そして、当初からあまり良好ではなかったメディア社側と主婦と生活社側との関係が改善することはなく、新任の大井室長と私がその板挟みになることもしばしばありました。

また、『わたしたちの皇室』の直販を具体的にどうするかも大きな課題でした。一般向けの定期購読は、当時の主婦と生活社には直販部門が無いためメディア社が担当するとしても、神社庁はじめ神社関係者への販売は神社本庁の財政部が収益事業として扱うか、もしくは神社新報社が扱う方が理屈が通り、神社本庁の御即位十年記念事業として刊行するわけですから、それが常識的な方法であると思っていました。しかし、当時の小野財政部長(現、宇佐神宮宮司)が財政部での取り扱いを強く拒否し、神社新報社からも断られたことから、当初は調査室から文書を出して関係者に告知し、注文があるとメディア社に発注して神社庁などに請求書を発行し、神社本庁が取り敢えず仮受金として処理するという、極めて異例な取り扱いとなりました。

そして一番の問題は、一般の定期購読者獲得にメディア社は何の力にもならず、結局は神社界まかせになったことでした。その一方で、神社庁などとのやり取りでは殿様商売的なところがあり、その苦情が神社本庁に寄せられるなどのこともありました。また、渉外部長である打田氏は、日本会議に加盟し、友好関係にある念法眞教等の宗教団体に熱心に定期購読を進めるなどの対応をしていましたが、結局は2万部の大半を神社界に割り当てて出版を継続するという状況が、現在の季刊誌『皇室』まで続いています。

また、創刊号刊行の前後に、当時の神社本庁工藤総長が主婦と生活社の社長に挨拶するため京橋にある同社を訪ねたことがあります。どういう経緯であったのかは覚えていませんが、私も随行したことを覚えています。その後に打田氏が調査室にやって来て、「向こうの社長が挨拶に来るのが筋だろう。」と私を叱責したことがありました。この

様子を見ていた同僚たちが、打田氏の振舞いに唖然としていたことも覚えています。

私は当時、ホテルニューオータニ前の秀和マンションにあったメディア社に度々出かけて、三河内氏の他に代表取締役社長であった斎藤定雄氏や監査役であった上野英夫氏とも言葉を交わしたことがあり、メディア社は打田氏をたよりにこの事業を進めていて、打田氏とは以前から相当深い関係にあることを承知していました。故に、打田氏はまるでメディア社の代理人のように振舞っているのだと感じていましたが、それから十数年後に百合丘職舎を売却したディンプル社がメディア社と密接な関係のある会社であることを、疑惑が発覚した後で差出人不明文書により知らされることとなったのです。それも両社は、社長も所在地も一緒なのですから、メディア社と打田氏が繋がっているのと同様に、ディンプル社と打田氏も繋がっている疑いがあると考えました。また、繋がりがあってもそこに不正なことが無いのであれば、ディンプル社とメディア社との関係を隠す必要などありませんでしたが、疑惑が提起されてから私が知り得た事実は、すべて疑惑の存在を裏付ける内容のものばかりであり、職舎売却疑惑には信憑性があると考え、それで独自に真相を究明しなければならないと考えたのです。

4 打田氏の神社本庁に対する影響力

打田氏は平成12年6月に神社本庁を退職、神道政治連盟事務局長も退任して、静岡県小國神社に宮司として赴任しますが、その後も工藤総長時代は神社本庁の「役員特別補佐」という役職に就き、平成19年には神道政治連盟の幹事長に就任しました。そして、矢田部総長の時代や現在まで続く田中総長の時代には、両氏との深いつながりと配下の職員との関係を通じて、神道政治連盟だけでなく神社本庁の業務にも深く関与し、強い影響力を持ち続けていますが、その中で私が直接体験したものを例示したいと思います。

(1) 私は平成16年3月、本宗奉賛課長から渉外部長心得に異動になりました。平成16年3月1日付の異動は極めて異例ですが、その前の同年2月中旬、自宅にいる私に打田氏から突然電話がありました。その内容は、私の担当である神宮大麻の頒布のことについてだったのですが、最後に突然、当時の宮澤廣佳渉外部長の悪口を言いはじめ、「次の渉外部長は誰がいいかな。」などと言い始めたのです。真意がつかめないまま電話は終わりましたが、その数日後に私は秘書部に呼ばれ、渉外部長心得の内示を受けました。私は驚きましたが、寝耳に水だった上司の圓藤本宗奉賛部長も大変驚いていました。そして、打田氏からの電話の真意を理解したのです。

私が渉外部に赴任してから、今回の異動の裏側が理解できました。前任の宮澤氏は打田氏が湊川神社から神社本庁へ引き抜いた人物であり、最初は打田氏との関係も良好でした。ところが、退職した打田氏に替わり渉外部長に就任し神道政治連盟事務局長を兼任してか

ら、打田氏との間に軋轢が生じ始めたのです。宮澤氏は、良くも悪くも自分の価値観を前面に出して仕事を進め、自分についてこられない部下を厳しく叱責するタイプでした。そのため、当時、渉外部にいた部下である小間澤氏や牛尾氏と反りが合わなくなっていました。部下全員と反りが合わなくなったわけではなく、きちんと神政連の会報などに原稿を書いたりできる人間は評価されていましたが、小間澤氏や牛尾氏のように、打田氏との関係など、特定の人脈を頼りに仕事をする人間は信頼されていなかったようです。そのようなことが続いていたことから、この二人が打田氏に渉外部長を替えてもらえないか、相談していたようです。当時の打田氏は神道政治連盟の政策委員でしたが、神社本庁の役職はありませんでした。しかし、当時の矢田部総長就任をお膳立てしたのが打田氏であり、矢田部総長と誰よりも深い関係にあったため、打田氏が動けば部長といえども更迭させることができたのです。

- (2) 平成16年に明治神宮が神社本庁を離脱しました。その騒動の真っ最中、打田氏は神道政治連盟の政策委員という立場でありながら牛尾局員に直接指示して、明治神宮の外山宮司を批判する記事が掲載された『月刊日本』を神道政治連盟の予算を使って、同誌の編集部から各神社庁に郵送させるなど、明治神宮の離脱問題について外山宮司を批判する立場から積極的に介入していました。
- (3) 平成19年6月の神道政治連盟中央委員会において、任期満了に伴う役員選挙が行われました。選考委員会においては幹事長候補として、石黒氏（総務会長）と打田氏の二人が立候補し、選考委員による選挙の結果、打田氏が勝ち幹事長となりました。

実はこの中央委員会の少し前に、打田氏を批判する差出人不明の葉書が中央委員に送付されてきました。内容は、打田氏の神社本庁在職時代の金の使い方などの醜聞や、退職直後に発覚し、推薦候補の小山氏が逮捕されたKSD事件での無責任さを追求するものであったと思います。打田氏は中央委員の名簿が事務局から漏れたのではないか、葉書を出したのは服部憲明氏（現神道政治連盟幹事長）ではないかと私は言ってきましたが、そんなことがわかるわけはないので放っておきました。

また、その頃、徳島の門家茂樹氏から、打田氏は三年前の平成16年に幹事長になろうと考え、右翼の滑川裕二氏に了解を求めたことがあったそうですが、そのときはまだ早いと、滑川氏が認めなかったのだということを聞きました。そのときは、何故幹事長になるのに滑川氏の了解が必要なのか疑問に思いましたが、その後で、打田氏は滑川氏に弱味を握られ、一筆書かされているという話を聞きました。それが事実なら話は繋がりますが、こんな人物が神政連の幹部に相応しいだろうかと疑問に感じました。

- (4) 田中氏が副総長で私が渉外部長であった平成20年前半、任期の切れる宗教法人審議会委員の候補者の推薦の依頼が文化庁宗務課から窓口であった渉外部にありました。そこで

田中副総長に相談したところ、湊川神社の宮司であった柄尾泰治郎氏は任期満了で退任とし、後任には当時神政連の幹事長に就任していた小國神社の打田宮司を推薦しろと言つたので大変驚きました。驚いた理由は、それまで神社本庁の部長経験者が委員になったことはありましたが、神道政治連盟の現任の幹事長が委員になることは異例と感じたからです。当時の矢田部総長も、こうした判断はすべて副総長に任せていたため、その後打田氏が宗教法人審議委員に就任しました。

(5) 矢田部総長時代の平成20年前半に、職員諸手当のカットと就業規則の改正が行われました。この時、事業会計手当、総代会手当、指定団体手当など、ほとんどの手当がカットされましたが、これらは職員の同意がなければ出来ない案件であったため、職員等の親睦会である清和会の幹事長をしていた私が職員代表として当局との折衝にあたりました。このときの「当局」とは、表向きは当時の矢田部総長、田中副総長、杉谷秘書部長、湯澤秘書課長、磯部財政部長であったのですが、実際の私の交渉相手は、神社本庁の役員でもない打田氏でした。この件で秘書部長や総長とやり取りした内容がすぐに打田氏に伝わり、電話がかかってくるのです。この諸手当カットの話は、矢田部総長が磯部財政部長に財政の改善案を示すように指示しても何も反応がないので、総長自らが示したものだと矢田部総長から伺いましたが、実際は打田氏が画策したものであろうと考えざるを得ません。その頃、私は打田氏から磯部部長批判を散々聞かされていました。そして、磯部氏はこの直後の平成20年6月末に神社本庁を退職しました。

(6) 当時、この職員の手当カットの問題について田中副総長は無関心でした。そして杉谷秘書部長は打田氏と関係が深く推進派でしたが、湯澤秘書課長は慎重であり、杉谷部長の対応を批判していました。

結局この問題については職員会議に諮り、平成20年4月に開催した職員会議で了承を取り付けることができました。しかし、この一連の流れを今考えれば、金銭の管理に厳格で（財政部長として当然ですが）、打田氏が何かと邪魔になるとを考えた磯部氏を神社本庁から追い出すために仕組んだのではないかと考えています。

というのは、手当カットの問題の直前に渉外部長であった私が、「日本の建国を祝う会」の監事をしていた磯部氏から、同会に対する神社本庁の助成金の支出額と、同会の収支決算書に出てくる神社本庁からの助成金収入が数十万円も差異あるとの指摘をうけました。これは、それまでずっとその差額分を渉外部でプールして諸団体との交際費などに使っていたからですが、明らかな裏金です。そのことを説明すると磯部氏は別に大事にするでもなく、交際費が必要であれば一般会計で対応できるから、と柔軟な方途を示してくれました。この渉外部の裏金は打田氏が渉外部にいたときからのものですが、この磯部氏の財政部長としての当然の指摘は、打田氏にも伝わったと思います。このように、職員の諸手当

のカットを矢田部総長が提案した背景には、“磯部氏が財政部長であることは将来都合が悪い”という打田氏の思惑があったのではないかと考えています。

- (7) さらに百合丘職舎が売却される直前には、神社課長や財政部長などを歴任し、財産処分や財務関係の規程にも明るかった轡田参事が、本人には責任のない問題が取り沙汰される中、神社本庁を退職しました。私が見聞した経緯は次の通りです。

轡田参事の父親である故轡田勝彌氏は新潟県・堀出神社の宮司を長年つとめられ、新潟県神社庁長や神社本庁評議員会議長、常務理事なども歴任された方です。神社界の第一線を退き、宮司も退任した後に、轡田参事の母親が堀出神社には轡田家の私有財産が残っているとして、その返還を求める訴訟を起こしました。もちろん、この裁判自体に轡田参事は全く関わっていませんでしたが、神社を被告とする裁判の原告の長男が神社本庁の職員でいるのは問題だと、役員などに強く主張していたのが、打田氏と関係の深い眞田秘書部長と小野総務部長でした。最終的に轡田参事は部長職を外れ、平成26年3月末日で退職しました(退職後6月末までは嘱託として勤務)。これが百合丘職舎売却の話が議論される直前であることを考えると、眞田秘書部長等の動きの背景に打田氏の指示や関与があったと疑わざるを得ません。

- (8) 打田氏は神社本庁の役員になったことはありませんが、別表神社の人事を取り仕切る人事委員会の委員に長年就任していました。退任後も田中総長に働きかけて自分の配下の人間（岩手県神社庁長の藤原隆麿氏等）を就任させるなどして、別表神社の宮司人事に介入できる態勢を維持し、これを神社本庁部長職の転出先の斡旋に利用していたものと思われます。事実、私は四、五年前に眞田秘書部長から、「今後は本庁職員の神社への転出は、秘書部で斡旋することになった。希望があれば言ってくれ」と言われたことがあります。当然、別表神社の宮司人事を視野に入れたものと思いますが、人事委員の了承が無ければ秘書部長と言えどもこんなことを言えるはずがありません。私は眞田氏の言動を怪しみ無視しましたが、生田神社の権宮司に転出した木田氏など、他の部長の中には同じことを言われ、それを頼った人間もいると思われます。

- (9) 平成16年3月の渉外部長就任時に統いて、機構整備により新設された広報部の部長に就任した際（平成20年7月）にも、異動の内示前に打田氏より、それを匂わせる電話がありました。このようにして、職員人事を操っているという自分の力を誇示していたものと思われますが、裏で実際に総長（工藤、矢田部、田中の三代）を動かし、実際に人事の実権を握っていたことは、総務部（小野・眞田・荒井）、秘書部（杉谷・眞田・原田・小間沢）、渉外部（小間沢）などの組織統治の要となる部署や神政連を担当する部署の部長には、継続して打田氏の配下職員、もしくはイエスマンを配置し続けてきたことをみても明らかです。

- (10) 私が広報部長に就任した平成20年頃から、第62回神宮式年遷宮記念事業の検討が本格的に始まりました。田中総長が考えていたこの記念事業の柱は、ARC（宗教と環境保

護同盟、本部イギリス)の国際環境会議を日本で開催することと、神社の御神宝展を日本そして海外の著名な博物館で開催することでした。機構整備で広報部が新設された理由も、これらの記念事業を主管する部署が必要であるとする田中総長の意向を踏まえてのものです。そして、この前段階として、私が渉外部長をしていた平成19年の8月から9月にかけて、スウェーデン・ゴットランドで開催されたARC主催の環境会議に、多額の経費をかけて神社本庁から久邇統理の他、当時の田中副総長と関係の深い打田氏、淨見譲氏(福岡・宮地嶽神社宮司)なども参加しました。私は他の業務の都合もあり参加せず、事務局としては葦津国際課長、岩橋国際課員が同行しました。しかし、神社本庁が久邇統理の他に田中副総長及び本庁の役員でもない打田氏や淨見氏等を引き連れて参加したことにはどんな意味があったのか、今でも疑問に思っています。会議で久邇統理が発表する文章の原案(日本語)は私が立案しましたが、その具体的な内容について、田中副総長以下参加者の誰もが関心を持っているように思えませんでした。帰国してからの話を聞いても、田中氏や打田氏が関心を持っていたのは、宿泊するホテルの質や食事の内容だけであると感じたからです。実際に後で彼等が、主催者のARC側が提供した宿や食事が粗末であったと話しているのを聞きました。

そして広報部が新設され、記念事業の実施に向けた検討委員会が設置されると、田中副総長はそのメンバーに最初から淨見氏を入れてきました。しかし私は淨見氏とは全くそりが合わず、二年間に実行委員会の組織が出来た以外に大きな進展はありませんでした。

実はこの記念事業のことについて、当時の矢田部総長は私に対しては疑問があると反対の意向を伝えていました。特に海外での御神宝展の開催には、経費上の問題だけでなく運搬の際に御神宝にもしものことがあったらどうするのか、という理由で、かつて国宝の文化財が運搬中に水難事故で水没した事例を出して私には反対の意見を述べていました。同じことを田中副総長にも言っていたかは不明ですが、矢田部総長が御神宝展の開催に不安を抱いていたことは事実と思います。そして打田氏も、記念事業の実行委員会のメンバーに、淨見氏とともに名を連ねることとなりましたが、打田氏の役割は矢田部総長の意向を踏まえて、田中副総長や淨見氏のブレーキ役となることであったと思います。

平成22年7月に私が本宗奉賛部長に異動となり、葦津氏が広報部長に就任してからは田中総長の体制になったこともあり、記念事業は具体的に進展しましたが、葦津部長も結局、打田氏や淨見氏とそりが合わなくなり、平成24年7月に宗像大社に禰宜として転出しました。その後は打田氏配下の小間澤氏が実行委員会の解散まで広報部長をつとめることとなりました。

- (11) この式年遷宮記念事業の関係では、淨見氏が主導していた海外での神社展は、いくつか構想はしていたものの実現しませんでしたが、代わりにアメリカ・ニューヨークで関連の

シンポジウムが平成26年11月に開催されました。このとき、関係をもったニューヨークのブルックリン植物園の園長に、田中総長が神社本庁から記念品を贈る約束をしたようです。その後、平成27年に担当の広報部は教化広報部に統合され、私が部長になりましたが、田中総長は植物園に贈る記念品について打田氏に相談しました。打田氏はこのことを以前奉職していた神奈川県・寒川神社の利根宮司に相談しましたが、利根宮司は総額約1億円とされる神輿をスポンサーとして提供することとなりました。贈呈式には田中総長、打田氏、利根宮司とともに神輿の組み立てを行う職人迄現地に赴き、扱い方を植物園のスタッフにも伝授することとなりました。受け取った植物園側も大変驚いていたと、同行した教化広報部の職員から聞いています。記念事業の解散にあたって行われた慰労会で田中総長は、「困った時の打田宮司」といって打田氏に感謝していました。一見、美談のようにも見えますが、大災害の義援金など特別な場合を除いて、一神社の宮司の判断で神社の資金一億円を神社以外に拠出するなど、普通ではありえないことです。長年にわたり神社界で地位と権力を得るためにお互いに利用しあってきたとしか思えない田中氏と打田氏のこうした関係が、百合丘職舎不正売却をはじめとする様々な疑惑の温床になったのだと考えざるを得ません。

5 平成28年9月から平成29年7月までの経緯

(1) 職舎の不正売却疑惑と弁護士への相談

職舎の不正売却疑惑について小串副総長と初めて話したのが具体的にいつだったかは覚えておりませんが、二度目の差出入不明文書を入手した後の平成28年9月中には話をしていたと思います。副総長も、ディンプル社とメディア社の深いつながりを全く承知しておらず、このことを田中総長に訪ねると、「ああ…」などと答えただけでごまかされたと話していました。

小串副総長も疑問を持っていることが分かったので、自分でも疑惑の真実性について確認しようと考え、平成28年10月17日の神嘗祭奉祝祭が終了した後、前田氏を誘って知り合いの弁護士を訪ね意見を聞きました。特別な事情があり、弁護士の名前を表に出すことは出来ませんが、不動産関係を専門とするそのベテラン弁護士は、登記簿の売買記録を見るなり、「典型的な土地ころがしですね」と言い、続けて「刑事事件だと思う」とも言いました。そして更に、「刑事事件といつても宗教法人の場合は立件が難しいこともある」と、「部分社会の法理」という考え方で説明してくれました。そして続けて「何よりも事件化すれば組織に瑕がつくので、内部の問題として解決するのがよいでしょう。それにはトップが責任をとって辞任するのが一番です。」などのアドバイスがありました。その弁護士は保守的な思想の持ち主で、神社界は保守運動のエスタブリッシュ

メントであるともいっていました。こうした問題で神社本庁に瑕がついてはいけないとも考えたのでしょう、最後に関係資料一式は返されました。内部で解決するべき問題であるとの意思表示と受け取りました。

尚、その翌年に私が懲戒解雇の処分を受け、提訴の準備をしている頃、経過と現状を報告するため、一年振りに弁護士を訪ねると、「この際、組織の膿をすべて出し切った方がよい」「名前は出せないが出来ることがあればお手伝いする。それから是非、激励会をやりたいので時間を取ってほしい」と有り難い言葉があり、後日、共通の知人と三人で会食の時間をつくってくれました。

また、弁護士への相談に先立つ平成28年10月14日には、前年度決算を審議する評議員会が開催され、芦原評議員が5月に続いて再度、百合ヶ丘職舎売却について質問しました。この時は木田財政部長、続いて田中総長が、手続きに問題はないが、今後は疑惑をもたれないよう注意する旨を答弁し、前年度決算は認定されました。こうして評議員会は終了しましたが、多くの評議員が疑惑を残したままであったと思います。

(2) 濑尾さんへの責任転嫁

この疑惑の本質は、初めから百合ヶ丘職舎をディンプル社に廉価で売却しようと、神道政治連盟の会長である打田氏が、自分の言いなりになる神社本庁の職員を使って画策し、当時の担当者である瀬尾さん(平成27年6月まで財政部長)に様々な圧力を巧妙にかけて、財務規程に定められた競争入札や三社以上の見積もり合わせでなく、「これまでの取引実績」のあるディンプル社へ売却する方針を決定させたことにあると考えています。そして平成28年5月に疑惑が表面化すると、廉価売却を画策した打田氏及び本庁執行部は、その責任を売却の方針を固めた際に財政部長であった瀬尾さん一人に負わせようと、平成28年8月末には瀬尾さんを研修課長事務取扱からさらに降格させる動きが実際にあったのです。

それは瀬尾さんを研修課長事務取扱から、神職の階位に関する業務を担当する専門職的な立場とするもので、瀬尾さんは眞田秘書部長から実際にこの話を聞かされています。しかしこの時は、この人事案の稟議書をみた小串副総長が不審に思って人事案を撤回させたのです。そして瀬尾さんは私の後任の教化広報部長に、そして私は総合研究部長に異動することとなりましたが、その内示のあった平成28年8月26日に、私は来庁していた打田氏に庁舎内で呼び止められ、今回の人事について、「瀬尾氏は今度失敗したらもう後はないんだよ。そのことを君もよく理解するように。」という趣旨の発言をしました。私は黙って話を聞き、その場を離れましたが、神社本庁の人事権などあるはずもない打田氏が、裏で田中総長や眞田秘書部長などの本庁執行部と結託していることは確実であり、職舎の不正売却にまで関与した疑いを益々深めました。

前記した弁護士のアドバイスを受けた後、私は如何に総長以外の役員に今回の疑惑について理解を求めるかを考えるようになりました。しかし、今回の事件は、関連すると思われる出来事の推移も非常に複雑であり、真相も不明な点が多くありました。ですから、神社本庁役職員の人間関係、特に打田氏や田中氏を取り巻く状況を理解していかなければ、関係者といえども5分、10分話しただけでは理解に至らないことは、これまでの経験からも明らかでした。解決への道筋が思い浮かばないまま平成28年12月に入ってしまいましたが、その頃、眞田総務部長以下、疑惑を隠蔽しようとする職員の、瀬尾さんに責任を負わせるための行動が再びあからさまになってきました。

その頃、教化広報部では過疎地域の神社対策が重要課題となっていました、全神社庁で実施する新しい施策の策定作業を行っていました。手順としては、新施策の実施案を教化広報部で策定し、部長会に諮ったうえで常務理事会、役員会にかけて承認を得る必要があります。その手順に従って策定した実施案を瀬尾さんは役員会で協議するため、会議を担当する総務課に提出したところ、眞田総務部長及び牛尾総務課長から実施案の内容には不備がある、こんなものは会議に出せない、と執拗に言いがかりをつけてきたというのです。会議で実施案について説明するのは瀬尾さんであり、眞田氏でも牛尾氏でもありません。それも、これまで部長会などで検討されてきた実施案です。

(3) 檄文の作成と理事らへの手交

平成28年12月に入って瀬尾さんからこのことを聞いた私の頭に、平成28年8月26日に打田氏が私に発した「瀬尾氏は今度失敗したらもう後はないんだよ。」という言葉がよぎりました。打田氏が過疎地対策に絡めて瀬尾さんに失態を演じさせて失脚をはかり、あたかも職舎売却疑惑の責任を取ったかのように演出しようとしているのではないかと考えたのです。だとすると余り時間はないので、このような本庁の現状を役員に理解して貰うため、現状を率直に文章にして訴えようと考えたのです。そして私の思いをダイレクトに表現することで極めて深刻な状況が理解されるよう、いささか突飛ではありますが、「檄文」の形式にして作成することとしました。平成28年12月8日、伊勢出張から帰る近鉄と新幹線の中で原案を考え、その晩に自宅のパソコンを使って成文化しました。そしてその晩に若干修正を施し、翌10日土曜日の昼頃、予め小串副総長に予定をとっていただき、熱田神宮会館の喫茶店でお渡ししました。小串副総長は一通り文書を読むと、折り畳んで背広の胸ポケットにしまいました。その後一時間ほど、職舎疑惑や本庁内部のことについて情報交換をした後に帰途についたと思います。

その翌週の13日には、午前10時から神社本庁で役員会が開催されました。もしチャンスがあれば、一人でも二人でも役員と話をし、職舎売却に疑問を持っている理事に文書を渡せないかと、胸ポケットに折りたたんだ文書をしまい、自宅を出ました。朝

9時の朝挙が終わり地下一階の総合研究部に戻ると、同じ階にある会議室の中に櫻井理事がいるのが見えました。櫻井氏は静岡県の神社庁長であり、職舎売却に打田氏が関与したことを疑っていると聞いていたので、私は直ぐ会議室に向かい、会議室には櫻井理事しかいないことを確認した上で、挨拶をした後、小さく折り畳んだままの文書を「帰りの新幹線の中で読んで下さい。そして小串副総長と話して下さい」と言って手渡しました。文書の内容にも触れ、慎重に扱ってほしいと言おうとしましたが、他の理事が会議室にやってくるのが見えたので、そこまで話すことは断念せざるを得ませんでした。しかし、文書を読んでいただければ、その主旨はぐみ取っていただけるだろうと考えました。

(4) 檄文のコピーが神社本庁にファックス送信されたこと

その後、私の記名を消された「檄文」のコピーが評議員会の中山議長の手に渡り、それがファックスで神社本庁に通報される事態となりました。平成28年12月26日、原田秘書部長から全部長が呼ばれて、「こんなものが来ている」とコピーを渡されたのです。私は文章を読むふりをして周りを見渡すと、眞田部長が青白い顔でコピーを見ている姿が見えました。また、後から来た小間澤部長の、「この文書は内密にしておいた方がよいのに。」という声が聞こえました。幸い文書から私の記名は消されていましたが、作成者が『わたしたちの皇室』を担当していたことや部長会に関する記述など、内容をみれば誰もが私を疑うはずです。しかし、誰かが私になりすまして書いた、ということを考えられ得るので、ここはしらを切り通して切り抜けました。

また、その日かあるいは翌日であったか失念しましたが、小間澤部長が総合研究部に来て私に会議室まで同行を求め、二人きりの所で「檄文を書いたのは稻さんじゃないの。」と尋ねてきました。私は、これは打田氏の指示で聞いてきたものと直感しましたが、ここでももちろんしらを切りました。

私は、瀬尾さん、前田氏及び神保氏と対応策を話し合いましたが、本庁側は具体的な告発文書の存在を知ることになったにも拘わらず、疑惑の真相を究明しようとするどころか告発文書の犯人探しをしているところを見れば、疑惑の存在は明らかであり、これからは、あくまで疑惑を隠そうとする田中総長、打田会長側との戦いになるだろうと考えました。

また、文書は櫻井理事から漏れてしまったとしか考えられませんでしたが、事実、静岡県の秋葉神社の例祭で中山議長が櫻井理事から渡されたという話が伝わってきたため、私は櫻井理事に文書の慎重な取り扱いをお願いしようと思いました。私は櫻井理事の携帯番号を知らず、また神社に電話するいろんな職員がいるので怪しまれてもいけないと躊躇していましたが、年明け早々に自宅の電話番号を調べて連絡をしました。その際、

櫻井宮司は、「中山議長は責任ある立場にある方なので、信頼してお渡しした。」等とのお話があったので、私からは、檄文をコピーしたり、他に渡したりしないでほしいとお願いしました。

(5) 調査委員会の設置

その後、平成29年1月末頃より、職舎売却疑惑を取り上げ、それに関係した役職員を厳しく批判する差出人不明の文書が、役員や全国の神社庁などに頻繁に郵送されてくるようになりました。こうした中で、田中総長側は疑惑の存在を否定していましたが、小串副総長は調査委員会を設置するために動き始めました。私もその必要があると考え、何人かの理事に調査委員会の設置について電話で理解を求めました。

そして平成29年3月13日午前10時から常務理事会、午後2時から役員会が開催されました。常務理事会では副総長が調査委員会の設置を提案しました。田中総長は頑なに反対したもの、部長を含む全出席者から意見が述べられ、拮抗していたものの北白川統理が賛成したこともあり、調査委員会の設置を役員会に提案することとなりました。午後の神社本庁の役員会では、多くの理事からの提起を受け、職舎売却疑惑に関する「調査委員会」を設置することが決議され、その人選等については小串副総長に一任することも話し合われました。これに続いて田中総長は、一部の差出人不明の文書にあった賄賂の授受を全面否定するとともに、それを名譽棄損であるとし、司直の手に委ねることも辞さない覚悟であることを報告しました。

そして、平成29年3月14日の神社庁長会では、田中総長が百合ヶ丘職舎問題に関する「調査委員会」の設置を報告すると同時に、重ねて賄賂の授受を否定し、名譽棄損で司直の手に委ねる覚悟であるとの挨拶をしました。

こうして「調査委員会」の設置は決まりましたが、田中総長、打田会長側が調査委員会に介入して、不十分なまま調査が終結するおそれもあることを感じていた私は、調査委員会の設置が決まる前から別の方法も考えていました。

(6) 警視庁公安三課への相談

神社本庁は以前から警視庁公安部公安三課と交流を持ち、必要な情報の交換もしていました。神社本庁の担当窓口は渉外部で、私は平成16年から4年余、渉外部長を務めていたので、そのことはよく知悉していました。しかし、今神社本庁で惹起している職舎の不正売却疑惑や、売却先のディンプル社が過去に反社会勢力と関係をもった疑いのある事、そして神社本庁や関連の日本文化興隆財団が協力して発行している季刊誌『皇室』の販売元「メディア・ミックス社」が、このディンプル社と表裏一体の関係にあることなどについて、警視庁はどこまで承知しているのだろうかと考えました。疑惑の張本人と思われる打田氏は、神社本庁渉外部長を長く経験し、現在の小間澤渉外部長も神

道政治連盟事務局長の職にあるので、この疑惑が渉外部から警視庁に伝わることはあり得ません。将来、この疑惑が外部にも知られた時のことを考えると、渉外部長を経験した私から、警視庁にこの疑惑の存在を伝え、その対応についても相談しておけば、早期解決のための糸口になるのではないかと考えたのです。

幸い、私は以前から公安三課に勤務する阿部警部補と知り合いでした。公安三課は右翼・民族派団体を担当する部署ですが、その中で阿部警部補は「楯の会」を担当していました。作家の故三島由紀夫が結成した楯の会は、昭和45年の三島事件の後に解散していましたが、当時の会員を中心に三島森田事務所が設置され、両氏の慰靈祭や会報の発刊などの活動が継続していました。その事務所が代々木にあり、元楯の会会員で皇學館大学出身の堀田典郷氏が、印刷業のかたわら事務局長をつとめていました。私は堀田氏とは以前からの知り合いで、堀田氏が毎月事務所で開いている歌会にも数年前から参加していましたが、阿部警部補もその歌会のメンバーであったのです。阿部警部補は勉強熱心な警察官で、以前刑事課に勤務していたこともあり、まず前田氏や瀬尾さん、神保氏に紹介し、職舎疑惑への対応について相談してみようと考えました。そして堀田氏に協力してもらい、平成29年3月8日の夕刻、堀田さんの事務所で顔合わせをし、疑惑の概要について説明しました。ただ、想定外のことが起こりました。これから話が佳境に入るというときに、堀田氏と私の共通の友人が事務所を訪ねてきたため、それ以上詳しい話ができなくなってしまったのです。

その後、3月13日の役員会で調査委員会の設置が決まりましたが、総長側が打田氏の意向を受けた内田顧問弁護士を委員に加えるよう、副総長に進言するなどしていることを知りました。悪い予想が的中したわけですが、私は先日顔合わせをした際の阿部警部補との話が中途半端に終わってしまったので、改めて疑惑について相談することとした。ただ、今度は阿部警部補と直接連絡を取り、平成29年3月18日土曜日の昼頃、新宿駅西口地下街の喫茶店で二人だけで会い、関連の資料も添えて疑惑の内容を報告し、対応方法なども相談しました。

関連の資料の中には、神社本庁の旧職員である宗像大社の葦津宮司が総務課長をしていた時に、ディンプル社への短期融資の実施について起案するよう命じられた話、ディンプル社が後に日本文化興隆財團に売却したペンシルビルを購入するために融資を受けた緒形始なる人物が、反社会勢力の関係者である疑いのあることを示す情報や、塩谷弁護士から入手した関連の登記情報をもとに作成した神社本庁とディンプル社との長年の関係を示したものもありました。

さらにこのとき、この疑惑が季刊誌『皇室』のこととも関連していることを踏まえ、警視庁宛の「嘆願書」なるものを作成し、こうしたものを作成すれば警視庁では受け付

けてもらえますか、という形で、あくまでも正式なものではなく文書として阿部警部補に手交しました。阿部警部補からは、刑事告発する場合は捜査二課が窓口となることや、その際には告発状を出すこととなるが、その場合には嘆願書の内容を参考にできるのではないかなどの話しも伺いました。その後、阿部警部補からは本件について、公安三課長まで報告し、また、神社本庁の担当者には内密にしておく旨の連絡がありました。私は調査委員会の成り行きを見ながら対応してゆこうと考えました。

そして私が休暇をとっていた平成29年4月4日、神社本庁の湯澤本宗奉賛部長より、阿部警部補に伝えた疑惑の件で、神社本庁担当の公安三課谷内警部補から連絡があったと、私宛に電話がかかってきました。谷内警部補は公安三課で長く神社本庁を担当しており、私も以前から知っていましたが、湯澤部長から連絡を受けた私は、谷内氏の携帯番号を伺い、直接連絡を取ることとしました。

谷内警部補に電話すると、私が阿部警部補に職舎疑惑のことで相談したことを知り、関係の書類を見るとその中に私の記名入りの文書があったことから、その事実関係を確認するために、渉外部で勤務したことのある湯澤部長に電話したとのことでした。その際、谷内警部補と話した内容は以下の通りです。

- この案件は公安の担当ではないが、知った以上は事実を確認しなければならない。今日か明日、神社本庁に伺い小間澤渉外部長を問い合わせる。
- もしそうした事実があるなら、警視庁の担当部署に訴え出て欲しいが、疑惑が本当なら三課としても神社本庁との付き合い方を考えなければならない。
- 小間澤部長とは私の個人名は出さずに話すようにする。
- また何かあれば連絡して欲しい。

そして平成29年4月6日夕刻、私は谷内警部補と直接会って話すこととし、新宿駅西口の喫茶店ルノアールで面談しました。面談には公安第三課の増田警部補も同席し、私は、阿部警部補に渡したものとほぼ同じ資料を谷内警部補にも手交しました。面談の内容は以下の通りでした。

- 怪文書について小間澤渉外部長に質したが「怪文書に過ぎないでしょう。」との回答。「稲貴夫」の記名のある文書のことは伏してあり、怪文書がいくらあっても、立場上これ以上は問えない。
- ただ、記名の文書がある以上、本庁と警視庁の関係を考える上で近い内に打田氏に事情を聞く予定である。
- 怪文書や状況証拠だけではどうにもならない。不動産取引も違法性がなければ聞えない。証拠を集め内部の問題として解決を図られたい。

- 明日、神社本庁の原田秘書部長から相談を受けている。怪文書絡みの名誉毀損のことではないかと言うと、怪文書関連なら、三課の立場では同様に取り合えないとのこと。
- 稲よりこれまでの経緯を説明したが、公安の立場では民間団体の内部事情に関与できない。ただ神社本庁に本当に不祥事があるなら、関係を考え直さないわけにはいかないとのこと。

その後、谷内警部補に連絡すると、原田部長の話というのは、やはり怪文書のこと、弁護士を通じて被疑者不詳の名誉毀損で訴える準備を始めたい、ということであったようです。また話の中で、「怪文書」は内部の人間が関わっていることを前提に、私も含め「容疑者」の名前も出されたと聞きました。

それから逆に、来週打田氏を問い合わせることとしているが、怪文書ではどうにもならないので、平成29年4月6日に受け取った私の記名のある警視庁宛嘆願書を使って良いか、ということを相談されました。嘆願書はあくまで案として示したものであり、また私以外の個人名も入っており、ことの重大さから副総長に相談することとし、明日夕方回答すると伝えました。

小串副総長に電話した私は、副総長は嘆願書のこと自体知らないので、私はその概要も含めて経緯を伝えたところ、「神社本庁の責任ある立場の人間から警視庁にこうした内容で嘆願書が届いている。」という範囲内で、個人名は出さずに使うことで理解はいただいたので、その旨を谷内警部補に伝えました。

そして平成29年4月13日、谷内警部補より電話があり、打田氏と話した結果について報告がありました。個人名を隠して嘆願書を見せたものの打田氏は全面否定し、すべて反論出来るとも言ったとのことです。そして自分ができるのはここまでなので、あとは告発してもらうしかない、また「いろいろ気をつけてほしい。」とも言ってきました。また打田氏は、「副総長も濡れ衣であると理解したので調査委員会をやめると言っている。」と発言したとも言いました。

調査委員会の話は信じられなかったので、すぐ副総長に確認したところ、調査委員会をやめるという話は事実無根であることがわかりました。打田氏が虚偽の発言をしたのです。また、谷内警部補の「いろいろ気をつけてほしい。」との発言は、あとで考えれば、嘆願書も含めて資料一式を渡してしまったので、私が神社本庁執行部からいろいろ追及されることを心配しての発言であったのだと思います。

(7) 谷内警部補による情報漏洩と神社本庁側による尋問

平成29年4月13日夕刻に、出先で原田秘書部長から携帯に電話があり、「話があるので17日夕方時間が欲しい。」と言われました。まさかこの時は、その話が谷内警部補

を通じて漏れた私の嘆願書関連のことであるとは思いもよりませんでした。

そして平成29年4月17日夕刻、私は秘書部に出向き、応接室で原田秘書部長と面談しました。原田氏はいきなり「公安三課の谷内さんを知っているか。」と尋ねてきました。谷内警部補とは今回のこととは私の名前は出さない約束になっていたので、咄嗟に「知らない。」と答えました。すると、手にしていたファイルを開いて私に示しました。そこには、私の作成した嘆願書や檄文が、肩書などはそのまま個人名だけ墨塗りされて綴じられていました。私は目を疑いましたが、谷内警部補は私との約束に反して、個人名だけを墨塗りした文書一式を、打田氏あるいは本庁執行部側にそのまま渡してしまっていたのです。

私はこの事態を如何に切り抜けるか、暫し苦慮していると、原田氏は携帯で谷内氏に電話し、つながると今私と会っていることを伝え、電話をそのまま私に渡しました。気が動転した私はそのとき谷内氏と何を話したかは覚えておりませんが、状況から文書は私が作成したものであることを原田氏に認めざるを得ませんでした。

そして、原田氏は一時退席すると、田中総長を案内して応接室に入ってきました。そして私は田中総長からも引き続き尋問を受けることとなりました。

その過程で、文書以外にも、私が谷内警部補に口頭で話した、「私が個人名の取り扱いを小串副総長に相談したこと」、「部長七名の内、四名が隠蔽側であること」などもすべて伝わっていることが明らかとなりました。また、漏れた文書の中には、その年に自社の正当性を主張するためにディンプル社の高橋社長が3回にわたり瀬尾さんに面会に来ているのですが(その目的は、真相解明を求めている瀬尾部長を脅すためと思われます)、密かに瀬尾さんがやり取りを録音して作成したディンプル社との面談記録もあり、このことで後日、瀬尾さんも私と同様に総長や顧問弁護士の内田氏から尋問を受けることとなりました。

(8) その後の神社本庁側の対応等

そうした中で平成29年4月19日に、神社本庁役員会が開催されました。議題の「その他」で小串副総長が、神宮の崇敬者総代であり、元文部事務次官の國分理事に調査委員会の委員長をお願いすることを報告し了承されました。続いて國分委員長が、委員に吉田常務理事、吉田理事、西高辻理事、荒巻理事に就任いただくことを報告し了承されました。これで打田氏が谷内警部補に虚偽の発言をしたことは明らかとなりました。

これに続いて田中総長が怪文書に対する告訴について発言し、関与した数名の役職員は発覚したと明言しました。私と、檄文を手交した小串副総長、櫻井理事のことと思われますが、二日前の尋問で私は、記名入りの「檄」や嘆願書の執筆は認めましたが、いわゆる怪文書については全く関与していないことを明言していました。田中総長側は記

名入りの「檄」も怪文書扱いにし、また他の差出人不明文書についても、私や小串副総長、櫻井理事を「犯人」に仕立て上げようとしているのだと理解しました。

そして平成29年5月1日には秘書部長から、「内田弁護士が私に確認したいことがあるので1時に秘書部に来てほしい。」と言われ、秘書部長同席のもと、約90分に渡り内田弁護士から尋問を受けました。

内田弁護士は以前、「新しい歴史教科書をつくる会」の理事をつとめており、そこから分裂した「日本教育再生機構」でも理事をつとめていたので、神社本庁の顧問弁護士になる前から顔見知りでした。また、この両団体で長く事務局を取り仕切っていた宮崎正治氏が病床にあるとき、宮崎氏が私に会いたがっていることを知らせてくれたり、また、宮崎氏がついに帰らぬ人となった時、最後の状況を私に伝えてくれたのも内田弁護士でした。まさか、その内田弁護士とこうした関係で対峙することになるとは思ってもみませんでした。

内田弁護士の質問内容は、私が檄文や嘆願書を作成した意図や、関係文書の入手先についてですが、犯罪を犯したわけでもないので答える筋合いはないと思い黙っていました。しかし先方は、私が副総長や檄文を渡した役員の指示のもとに、田中総長を追い落とすために動いているとの構図を描いていましたので、非常に馬鹿らしく感じたものの、そのことだけは否定しました。また原田氏が、文書の入手先を言わなければ他の部長を尋問することになると言ったので、私が作成した文書は、その事実を認めました。

私はこの尋問で精神的に大変なショックを受けたので、尋問が終わるとすぐ、神社本庁が契約している医療法人のフェニックスに出かけ、睡眠導入剤を処方してもらいました。するとそこに瀬尾さんもやってきたので驚きました。私に続いて瀬尾さんの尋問がありました。尋問開始から二、三分で気分が悪くなり、退室したのだと伺いました。またその後、総長はじめ役職員、顧問弁護士が私と瀬尾さん、そして前田氏まで尋問していることが、副総長には全く知らされていないことを知りました。さらに、湯澤部長まで追求していたことを知り、驚くばかりでした。

(9) 谷内警部補や打田氏とのやりとり

そして、平成29年5月22日から神社本庁の諸会議がはじまりました。この間、調査委員会が動き出したこともあり、職舎問題で表だった動きはありませんでしたが、平成29年5月23日にまたショッキングな出来事がありました。私は今回の谷内警部補の不当な行動に対して、何らかの申し入れをしなければならないと考えていました。二回の尋問を受けましたが、調査委員会が精力的に準備を進めているという話が伝わってきて精神的にも落ち着いたこともあり、平成29年5月23日の午後、谷内警部補に電

話をしました。するとすぐ切れたのですが、1時間後に電話があり、10分程度その後の経緯も含めて話しをしました。強く抗議しようかとも思いましたが、旧知の関係もあり、また相手に厳しく迫れない性分でもあり、今回の谷内警部補の対応は非常に残念でしたとだけは伝えました。

その日の夜、神社関係者の集まる國學院大學の協議員会が都内のホテルで開催されたのですが、懇親会の終了後、出口で偶然打田氏と一緒にになりました。打田氏は私の姿を認めるところから寄って来て、いきなり「いくら電話してもダメだからな！民事、刑事両方で訴えてい（や？）るからな」と言って來たのです。この日の私と谷内警部補との電話でのやり取りが、すぐに打田氏に伝わったのです。後にこれは、小間澤渉外部長経由で伝わったことを谷内警部補の上司からの説明で知りましたが、谷内警部補は、私の主張は全く聞き入れず、一方的に打田氏側に立って行動しているとしか思えませんでした。それほど打田氏を信用しているのだとしたら、完全に騙されているとしか思えませんでした。

また、私は平成29年6月6日、この件について、職舎売却疑惑に関するこれまでの経緯を盛り込んだ谷内警部補の職務対応に対する苦情申出を作成し、東京都公安委員会に対して送付しました。

(10) 調査委員会による調査

平成29年6月に入ってから調査委員会による関係者へのヒアリングが始まりました。私のヒアリングは平成29年6月20日午前10時より、三階会議室で実施されました。面接者は國分正明委員長に、弁護士の横溝高至委員、上田美帆委員でした。私は事前に、平成29年6月6日に東京都公安委員会宛に送付した警視庁谷内警部補に対する苦情申出を國分委員長の自宅に送付していましたが、この時も同じものを渡して、この文書をもとに、当時私の知り得た事実関係と、それに基づく私の行動を説明しました。質問もいくつかありましたが、何故、櫻井理事にも「檄」を渡したのかと尋ねられ、「櫻井理事は反打田であったからです。」とストレートに返してしまったのは、もう少し表現を工夫すればよかったですとその後で思いましたが、その後、國分委員長が発した、「組織人の立場でありながら、随分思い切ったことをしましたね。」という言葉が印象に残りました。また、瀬尾さんや神保氏もヒアリングに呼ばれ、松山宮司も東京大神宮でヒアリングに応じていました。また、私はこの場で湯澤部長からも話を聞いてほしいと國分委員長に提案しました。これらの事実に基づく具体的な話を踏まえれば、疑惑の存在が認定されるであろうと思っていましたが、まさか本庁事務局側が調査委員会とは別にヒアリングを録音しているなどとは、その時は全く知る由ありませんでした。本庁側によるヒアリングの録音は、松山宮司からの自分のヒアリングのときに、そこに同行した原田秘書部

長が自分もヒアリングの場に同席しレコーダーをセットしようとしたので、それを松山宮司が拒否したことで発覚し、私も知ることとなりましたが、それは私のヒアリングの後のことだったので、私の発言内容も本庁側は無断で録音していたのだと思います。松山宮司の後に実施された神保氏のヒアリングでは、最初に神保氏がまさか本庁側が録音機を仕掛けているでしょうねと尋ねると、上田美帆委員が録音機を指さしたので、新山秘書課長に回収させたという一幕があったことを後で神保氏から聞きました。

(11) 調査委員会の調査結果

ともあれ、田中総長や打田氏、旧神社本庁職員も含めた関係者のヒアリングも一通り終わり、後は調査報告を待つだけとなりましたが、その間に不穏な情報がもたらされました。まだ調査報告書が提出される前の平成29年7月中旬ごろ、調査委員である西高辻理事が新潟県で開催された神社関係の会合で打田氏と同席した際、打田氏から、「今度19日に調査報告書が出るらしいな。」と言われ、西高辻理事の全く承知していないことだったので、大変驚いたという話が伝わってきたのです。私はその話を聞いて、まさかとは思ったものの悪い予感がよぎりました。それは、打田氏が何らかのルートを使って調査委員会に圧力なり影響なりを及ぼしているのではないかということです。そして残念ながら、その悪い夢は正夢となりました。平成29年7月19日に田中総長に提出された調査報告書が、同月21日に役員会に提出され、不正はなかったとするその内容が國分委員長より報告されたからです。

(12) 自宅待機命令

そして、役員会が終了し、調査報告書の内容に驚きながらも総合研究部の自席にいた私に小串副総長から内線電話があり副総長室に呼ばれました。そして私は副総長より自宅待機を通告されたのです。副総長は私に申し訳なさそうに、「総長から、私から君に辞令を伝達するよう言われた。自宅待機を命ずる。理由は、あなたが作成し私が受け取った文書のことである。君もいろいろ思いはあるだろうが、取り敢えず伝達する。」と私に告げました。

私はその後、原田秘書部長のところに行って改めて自宅待機の理由を問い合わせたところ、「これはあくまで処分ではなく異動である。肩書も総合研究部長のままで、基本給も役職手当もそのままである。辞令は郵送する。期間は当分の間で、いつまでかはわからない。」と、私に説明しました。

自席に戻った私は、瀬尾さんも総長から自宅待機を言い渡されたことを知りました。私は五時の終業時刻までの間、身の回りを整理し、五時直前に部下である浅山研究祭務課長と渡邊研修課長に、自分が自宅待機となつたので後をよろしく頼むと伝えました。その際の両課長の驚いた様子もない反応を思い起こすと、恐らく二人とも、事前に私の

自宅待機を知らされていたのではないかと考えます。

もちろん私は、役員会での國分委員長の説明に納得できるはずはありません。その日帰宅してから調査報告書も読みましたが、一番肝心な打田氏の関与についてはほとんど触れていませんでした。その一方で、打田氏は委員である西高辻理事さえ知らなかった調査報告書の提出日を知っていたのです。おそらく打田氏は調査報告書の内容も知っていて、これで疑惑は隠蔽できると考え、また性格上、自分や田中総長に批判的な姿勢である西高辻理事の前で自分の力を誇示してやろうと思い、つい漏らしてしまったのでしょうか。しかしこの行為は、逆に打田氏の関与を裏付けるものでしかありません。

(13) 東京都公安委員会宛の苦情申出について

また、平成29年6月6日に東京都公安委員会宛の苦情申出については、二週間ほどしてから同委員会の事務局より電話がありました。用件はこの文書の取り扱いについてで、二通りの処理の仕方の内どちらを選択するかということでした。一つは委員会で受理し、公安委員による会議で苦情の内容を審議し、その結果を私に報告するというもの。もう一つは、正式に受理せずにそのまま警視庁の担当部局に送付し、直接私が谷内警部補の上司とやり取りをする、ただしその場合は、その後は公安委員会は一切関わらないというものでした。私は文書で報告だけ貰っても仕方ないので後者を選択すると回答しました。

その後、谷内警部補の上司にあたる須藤警部から私に電話があり、やり取りが始まりました。直接会って須藤警部から状況の説明を受けることになりましたが、塩谷弁護士に相談すると同席頂けるとのことだったので、日程を調整の上、平成29年7月26日に警視庁の仮庁舎で面談することとなりました。

6 平成29年7月の自宅待機期間中の経緯

(1) 東京都公安委員会宛の苦情申出に係る調査結果の説明

自宅待機中の平成29年7月26日午前9時に塩谷弁護士とともに、警視庁の須藤警部を訪ねました。また、日中自宅を離れることから、前日に浅山課長に電話し一日休暇を取ることを伝えました。

面談は、丸の内にある仮庁舎の会議室で行われました。警視庁側は須藤警部の他に記録要員が1名いました。当方は私と塩谷弁護士です。須藤警部の説明は以下の通りでした。

「今回の説明は、稻部長が東京都公安委員会に送付した苦情申出が広聴係を通じて公安三課谷内警部補の上司のところに届けられ、その内容に基づいて事実関係を調査した結果を説明するものである。本日解決しないものがあれば、引き続き調査し対応したい。」

初めに、今回のことでの稻部長に迷惑をかけたことは、警視庁側の配慮不足にありお詫び申し上げたい。その上で調査結果を報告する。谷内警部補は平成29年4月13日、打田会長に会った際、個人名を消した文書を見せて事実関係を確認したが、すべて否定された。そこで谷内氏はその後の対応を原田秘書部長に委ねることとし、その旨を稻部長に伝えたところ、文書の提供も含めて私の了解があったので、文書一式を原田に渡したと言っている。」

これに対し、もちろん私は本庁側への文書の提供を了解していないので、本庁に渡した文書一式を回収することを要望すると、出来る出来ないも含めて、後日回答することでした。

また、須藤警部によれば、三課自体としては現在、本庁渉外部とはある程度距離を保ちながらの付き合いとなっているので、引き続き私から情報提供をお願いしたいとのことです。

(2) 田中総長への質問書の送付

私はいつまで自宅待機が続くのか、そしてどんな処分を受けるのか、いろいろと心配でしたが、何よりもやりかけの仕事のその後のことが心配でした。

また、田中総長が七月二十五日、大講堂に全職員を集めて、私の自宅待機について、「稻部長を自宅待機としたのは、怪文書に関わったことを認めたことによる。」との趣旨の言葉を述べたことを複数の職員より聞きました。

そのこともあったので、田中総長に質問書を送付して、自分の気持ちを訴えようと考えました。

平成29年8月10日の質問書の内容は、以下の二点です。

○自宅待機の理由を明確に文書でお示し戴きたいこと

○「檄文」を怪文書と判断されているなら、その理由を具体的にご説明戴きたいこと

その上で、夏から秋にかけて、総合研究部では各種研修会、研究会が目白押しであり、多忙な時期を迎へ、私は一日も早く仕事に復帰したいと念願していることを訴えました。

また、平成29年8月14日付で二回目の質問書を送付しました。それは、私の自宅待機そのものについて疑念をもったからです。

そもそも私の自宅待機については、原田秘書部長より、処分ではなく人事異動であるとの説明を受け、両常務理事及び副総長までの決裁印の押された起案を見せて貰っていました。そして平成29年7月24日より自宅待機に入りましたが、同年8月8日午前、新山秘書課長が「始末書提出の件」を拙宅まで持参してきました。そして、「明後日10

日、弁明の機会を設けるので所定の時間までに神社本庁に来てほしい。また始末書も提出してほしい。」との話を伝えてきましたが、私の自宅待機についての説明は特にありませんでした。ところが平成29年8月10日、神社本庁に弁明に伺うと、冒頭原田部長より、私の自宅待機は異動ではなく業務命令であったとの説明と謝罪がありました。しかし、自宅待機を命ずる起案は「人事異動」として決裁されたものであるので、これは手続上の重大な瑕疵であり、であるなら私の自宅待機はそもそも無効なのではないかと考えたのです。

そのことを質問書に明記し、その上で重ねて一刻も早く職場に復帰したいという気持ちを訴えたのです。

(3) 弁明の機会の付与とその際のやりとりについて

平成29年8月10日の弁明の機会においては、一昨日新山秘書課長が拙宅まで持参した同年8月7日付の「始末書の提出について」において指定された、午前10時45分の10分前に神社本庁秘書部に到着し、岡市録事よりここが控室ですと、貴賓室に通されました。10時30分までの到着を指定されていた瀬尾さんは、副総長室に通されたと後から聞きました。

しかし事前の会議が長引いたらしく、一時間以上待たされ、瀬尾さんは11時30分頃、続いて私は丁度正午の時刻に会議室に通されました。出席者は北白川統理、田中総長、吉田常務理事、吉川常務理事、原田秘書部長、眞田総務部長、内田顧問弁護士に私のみでした。冒頭、原田部長が、今回の自宅待機は異動ではなく業務命令でしたと謝罪した上で、私の弁明が始まりました。

まず私が秘書部に到着して直ぐに提出した「始末書提出の件」をもとに、弁明として自分の主張を述べました。質問が総長、吉田常務理事、吉川常務理事からありましたが、それぞれの質問の要点と私の回答は次の通りです。

○田中総長 この問題で庁務が危機的状況に陥ってきた。ここで問題はなかったとする調査委員会報告書が出たが、それにも拘わらず、今尚背任があったと主張するのはおかしいのではないか。

○吉田常務理事 「檄」を作成した理由について聞きたい。

○吉川常務理事 確かな根拠が無いにも拘わらず、実名入りの文書を作成し、それがオンラインなど不特定多数にばらまかれ、大きな問題となっていることに関し、もし背任の事実が無ければどう責任を取るのか。また、職舎売却に疑問を持った時、何故、実際の数字を確かめるなどの事実確認をしなかったのか。

これに対し私は概略次のとおり発言しました。

○背任、不正があったことについては、物事に100%と言うことはないが、私がこれまで見聞してきた情報を総合的に解釈した結果、99%くらいの確率でそうした事実があったと今も確信している。

○文書を作成したのは、今回の問題については口頭での説明で理解を得ることに限界があると、経験上強く認識していたからである。かねてから瀬尾部長より相談を受けていたが、昨年12月に入ると、瀬尾部長に責任を負わせようとする動きが激しくなったことを聞き、こうした現状と、職舎売却を見過ごしてしまった自分に対する自責の念や、今後への思いなどを文書に示し、職舎売却に疑問を持っている役員に現状を正しく理解して戴きたいと考えてのことである。檄文形式の文体としたのは、なるべくインパクトのある書き方にして深刻な状況が良く伝わり、大きな問題として受け止めてほしいと考えたからである。

○檄文は不特定多数を対象に書いたものではなく、それが怪文書として利用されたことについては、私は全く与り知らない。

○本件について昨年、当時の木田財政部長に問題点を指摘したが、大きな問題はないという回答であった。担当部署の責任者の認識がこれでは、正面からの事実確認は無理と判断した。

○この不正売却は、神政連打田氏とディンプル高橋氏との二人の関係を軸に、打田氏がシナリオを描き、数年がかりで行った計画的なものであると確信している。

○そこで、知り合いの警察官に資料を渡し相談したが、刑事告発する場合は担当が捜査二課であるとか、この事件に関する対応方法についてアドバイスを戴いただけで、これまで私自身が実際に刑事告発することを具体的に考えたことはない。

○調査委員会報告書は隠蔽側の虚偽の発言に重点をおいて纏められたものだと認識している。

総長は私たちの反省の弁を期待していたのでしょうか、以上の通り、私は今も背任、不正があったと確信していると主張し、瀬尾さんも打田氏からの圧力を具体的に述べたことを後で聞きました。私と瀬尾さんの弁明で共通しているのは、打田氏の関与を裏付ける話をすると、総長他は皆押し黙ってしまうということです。その中で吉田常務が私の檄文を「僕は天晴れと思う。」と、プラスに評価する発言を聞いた時は有り難く思いました。

また、吉川常務理事の「事実も確認せず」とか「確証、証拠もないのに」という内容の発言は、以前に内田顧問弁護士や三課の谷内警部補からも繰り返し聞いており、隠蔽側の関係者が示し合わせた我々を追い詰めるための攻撃方法、理屈ではないかと改めて感

じました。

また、北白川統理は終始無言で、困ったような顔をされていたことが印象に残っています。

結局、10時35分から12時20分まで、二時間近く拘束されたものの、水の一杯も出ませんでした。

7 私の職務状況について

私が職舎売却疑惑について独自に調べていた期間は総合研究部長の職にありましたが、決して疑惑の調査にかまけて通常の業務を疎かにしていたわけではありません。この間の私の本来の業務に関して、記憶に残ることを二点申し上げたいと思います。そのこともあったので、私は一刻も早い仕事への復帰を念願し、自宅待機中に質問書を書いたのです。

(1) 御譲位及び皇室典範特例法をめぐる対応

一つは、上皇陛下の御譲位に関するお言葉への対応と、それを受けた政府が進めた皇室典範特例法案制定に関する対応のことです。

平成29年9月に私が総合研究部長になると、田中総長、打田氏の合意のもとに、教学委員であり総合研究部嘱託の阪本是丸氏と、浅山研究祭務課長のラインで、上皇陛下のお言葉に関する「統理談話」の原案作成が進められていました。教学的に重要な案件については、全教学委員にアンケートをとるなどしていた従前のこととは異なるやり方でした。しかし、北白川統理の考え方もあり統理談話の発表は見送られることになりました。その後、阪本嘱託を中心に御譲位に関する勉強会が開催されましたが、神社本庁の姿勢や方針についての具体的な進展はないままに月日ばかりが過ぎていきました。

そんな状況でしたが、神社新報社の前田氏は神社本庁と神道政治連盟と神社新報社の三者で御譲位や皇室典範特例法に対する神社界としての協議機関を設立しようと考え、試案をつくって関係者に提案しました。平成の御代替わりの際も、この三団体が中心となって政府への対応などをやっていましたことを踏まえ、今回はその事務局長役を神社本庁から神社新報社に出向中の神保氏が担当するという試案でした。

この前田氏の提案に対して、神道政治連盟の打田氏は正式な返答を保留し続けるばかりで、協議機関ができるないまま、時間ばかりが過ぎてゆきました。

また、御代替わりとなると神社本庁でも、臨時祭の執行、記念事業の実施やそのための特別会計の設定など、様々な対応が必要となってきます。こうした各部にわたる課題については総務部が音頭を取るのが普通でしたが、その気配が全くないので、私の方で平成の事例を参考にしながら御代替わり前後のタイムスケジュールを作成して各部長に見てもらうなどの対応をしていました。

これは平成29年の1月から4月頃にかけてのことと記憶していますが、田中総長や打田氏は御代替わりに向けた対応よりも、職舎疑惑をいかに隠蔽するかで手一杯なのはなかったかと思います。

そんな状況でしたが、ともかく皇室典範特例法案が成立する前に神社本庁として、それが無理でも神社界として何らかの意思を表明することが大切と考え、自分なりに見解をまとめて阪本嘱託に見てもらい、職舎疑惑で尋問を受けるなどのことがあったものの田中総長にも見てもらい、本庁としての見解を示す準備を総合研究部長の立場で進めていましたが、平成29年5月の評議員会の前後の時期に小間澤渉外部長が私の席に来て、「総長の判断により、見解の立案作業は渉外部が担当し神道政治連盟と相談して進めることになった。」と言ってきました。それで私は手を引かざるをえませんでしたが、それまで検討してきた文案は、神社新報社の「時の流れ研究会」による見解表明に引き継がれることになりました。

近代になってはじめての御譲位による皇位継承の準備が進められているこの時に、神社本庁の内部は職舎売却疑惑によって、取り組むべき事柄も前に進まなくなってしまった状況でしたが、私は調査委員会で真相が究明されるならば、神社本庁の組織も正常化されるであろうと考えていました。しかし、今思えばこの時すでに田中総長や打田氏は調査報告に基づく私と瀬尾さんの処分に関して、シナリオを描いていたのではないかと思えてなりません。

(2) 意識調査に関することについて

もう一つが、平成28年に実施された第四回神社に関する意識調査の報告書作成に関することです。

第一回の調査が実施されたのは平成8年でしたが、私はその時、調査室主任の立場で調査の実施から報告書の作成まで担当しました。この調査は、(社)中央調査社に委託して実施したものでしたが、実施に至るまでの間に、教学研究所の中で調査の必要性やその方法についていろいろと議論がありました。それで私は報告書の中で、この調査の目的とともに、無作為抽出したサンプルによる社会意識調査の意義について、調査概要に即した模式図をつくり解説しておくことにしました。第一回の調査は、住民基本台帳もしくは選挙人名簿という住民票に基づいた母集団(20歳以上の男女)からサンプルを無作為に抽出して調査するという方法が採られていますが、この原則に準拠した調査が継続的に行われば、その度ごとの調査結果を比較することで、神社に関する意識構造の変化の状況をある程度は把握することが可能となるであろうというものです。私が担当したのはこの第一回目の調査だけでしたが、引き続き平成13年実施の第二回、平成18年実施の第三回まで継続して実施されました。

ところが、第三回目から10年後になる平成28年の第四回目の調査では、基本的な調査設計がやむを得ない理由から変更されていたのです。それは、官公庁などが実施する公益性のある調査以外、住民基本台帳や選挙人名簿が閲覧出来なくなってしまったことと、もう一つは、戸別訪問による調査の回収率が、一時不在や拒否などの理由により、以前は三分の二程度であったものが三分の一程度にまで、著しく低下したことです。

こうした調査環境の悪化を受けて、引き続き調査を委託した(社)中央調査社では、サンプリングの母集団として住宅地図を利用することに変更し、また、サンプル数を三千から四千に増やして有効回答数の量的な保持につとめるなどの措置がとられていましたが、母集団の変更と回収率の低下は、調査機関の間で大きな課題とされていたようでした。しかし私自身、平成28年9月に総合研究部に異動となるまで、この事は全く知らずにいたのです。

第四回の意識調査は、私が総合研究所に移った直後の平成28年10月に実施されたもので、同年9月の段階では後は実施するだけとなっていたため、私は事前の準備に全く関与できませんでした。そして調査が実施され、その結果が提出されてから間もなく、調査結果の概要が神社新報に掲載されました。その後は報告書の準備をしなければならないので、私が第四回調査の関係書類を確認した際に、前回までとは調査設計そのものが大きく変更されていることにはじめて気づいたのです。その点について神社新報の記事には全く言及がないどころか、調査設計は前回と同様であるかのように記述されていました。明らかな誤りですが、そのことを浅山研究祭務課長に確認すると、「回収数はあまり変わってないので問題ない。」との返答だったので、正直愕然としました。

サンプル調査の精度は「回収数」だけでなく「回収率」からも大きな影響を受けるものであり、何よりも今回は、サンプリングする母集団が住民基本台帳から住宅地図へと変更を余儀なくされていました。そこから無作為に抽出すれば、影響の度合いは薄まるかもしれませんのが、回収率の低下はどうしようもありません。前回から大幅に増えた「回答を拒否」した集団には、神社に関する意識について特定の傾向、偏りがあるのかもしれないからです。それが調査結果にどのような影響を及ぼすのか、という問題意識無しに調査報告書がつくれるわけはありません。浅山課長は、それまでとは調査設計が大きく変更されていることに注意が及ばなかったようですが、私は報告書を作る前に、全神職に配布される『月刊若木』において、そのような視点も踏まえた概要報告をしておくべきと考えました。そして、第一回調査から協力いただいている國學院大學の石井教授にも内容を確認していただくなどして仕上げ、翌年4月1日号の『月刊若木』に掲載することができました。丁度、職舍売却疑惑をめぐって部長間の攻防が起きていた時期にあたります。

あとは報告書の作成ですが、『月刊若木』で基本的なことは報告できたので、報告書には関係する教学委員など数名によるレポートや座談会などを掲載すればよいと考え、予算のこともあるので実施は平成29年7月の新年度以降としました。

そして新年度の平成29年7月を迎えて、座談会は同年8月1日に開催することが決まり、その準備を進めているところで調査委員会の報告がなされ、自宅待機となってしまったのです。

私はこの座談会の席で、参加の先生方にお聞きし、調査報告書の中に反映させておきたいがありました。それは、今回の意識調査をはじめ、神社本庁などが実施してきた様々な意識調査や実態調査の分析のあり方に関することや、現在大きな課題となっている過疎地域の神社をめぐる問題でした。

前者については、今回、調査設計が大きく変更になったことをどう考えるのかということです。そして後者は、数年前に、今は活動を停止している日本創成会議が各市町村の将来の人口動態についての独自の推計により、全国千八百市区町村の内、896市区町村が2040年までに消滅の可能性があるという調査報告を公表したことに関連したものです。そこから「消滅可能性都市」という言葉が使われはじめ、「神社の消滅」という言葉もよく聞かれるようになりました。これも統計データに基づく推計として公表したものですが、こうした統計データに基づく推計は、モデルの作り方やパラメータの設定の仕方で結果が大きく変わることが指摘されています。中には、はじめから結果ありきで、モデルの設計やパラメータを調整する、というようなことも行われているので、「統計に騙されない」ための啓発書なども出版されていますが、そうしたことから、「神社の消滅」という言葉だけが独り歩きしている状況に関しても、先生方の意見を確認し、報告書にも取り入れておきたいと考えていたのです。

神社界では意識調査の他にも様々な統計調査を行っていますが、それらをより良いものにしていくためにも、是非この機会に先生方の意見を伺い、自分でも考え方を整理してみたいと思っていたのです。しかし、自宅待機により私は座談会に参加することができなくなってしまいました。

この他にも総合研究部には様々な課題がありました。私は総合研究部長として非力ながらも誠実に業務にあたり、課題解決に向けて努力していたつもりです。しかし、杜撰な「調査委員会報告」を根拠として、私と瀬尾さんは平成29年7月24日から自宅待機となり、取り組んできた仕事が中途半端になってしまったことは痛恨の極みでした。

8 懲戒解雇処分の通告

平成29年8月25日に神社本庁へ来るよう指示を受けていた私は、指定された時間の午

後4時前に到着すると、弁明の時と同様に貴賓室へ案内されました。そして待つこと1時間弱、4時50分頃、三階会議室に案内されました。北白川統理は既に退出されていたようでしたが、田中総長に吉田・吉川両常務理事、原田秘書部長他がおり、私が入ると全員立ち上がり、正面の総長の前まで進むように促されました。

そして総長が辞令を手に取り、統理以下常務理事会の全会一致を持って懲戒の内容が決定した、との話しの後に辞令が読み上げられ、免職が言い渡されて辞令を受け取りました。私は「まさか」の思いでありましたが、その場の雰囲気からそのまま引き下がらざるを得ませんでした。

その後貴賓室に戻ると原田氏が入ってきて、今回の処分に関する総長名の文書を示して、私物の整理、撤去と身分証や保険証の返却のことについて説明を受けました。退職金及び慰労金の有無及び金額は後で通知することでしたが、神社界のためにも必ず復帰しなければならないとの想いでしたので、そのことについては気にも留めず、本日中の私物の整理については無理だと答えると、翌日からの土曜、日曜日を使って整理することで了承を得ました。そして現金の入った封筒と額面約63万円の受領書を渡され、サインと印鑑が欲しいと言われました。印鑑は準備していないというと、ならサインだけでいいといわれたので、署名の上、印の上に苗字を書き○印で囲んで渡しました。

この金銭授受についても詳しい説明は原田氏からありませんでしたが、解雇予告手当とあったので、解雇通告に対する一月分の給与と考え、広島県神社庁への転出が間近な原田氏をここで困らせて大人気ないと思い、素直に対応しました。しかし私は当然ながら、明らかに不当解雇であると考えましたので、「でもこのままでは終わりにしない。」との趣旨を伝えました。

原田氏は、「私だってこんなことを好き好んでやっているわけではない、命令だから仕方がないことは理解してほしい。」と釈明しました。原田氏は平成22年7月から一年間、本宗奉賛課長として、本宗奉賛部長である私とともに式年遷宮の諸準備等で一緒に苦労したこともあり、お互い少し涙ぐみながら挨拶を交わし、私は5時頃、神社本庁を後にしました。

尚、神社本庁の8月25日付人事異動を報じた神社新報には、私は「免職」とだけ掲載されました。

神保氏から聞いた話では、辞令を渡された翌日の土曜日、神保氏に新報高山社長から電話があり、諭旨免職で退職金も出ており、本人が納得して辞めたと森下編集長から連絡があつたが事実かと連絡があつた事を聞きました。神保氏は誤った情報だと思い、高山社長に尋ねた所、土曜日、普段はいない新報論説委員長の阪本是丸國學院大学教授が、原田氏から聞いた話を森下編集長に伝え、報告を受けたそうです。

神社新報側には、私があたかも諭旨免職のような形で納得して退職したとの話が流れてい

たのです。私がこの処分に納得などしている筈はなく、その発信源が、私の懲戒処分の一連の事務手続きを進めた原田氏であると聞いたときには、暗然たる思いでした。

9 名誉毀損により刑事告訴されたことについて

神社本庁の職舎売却疑惑が表面化した平成28年から翌年にかけて、その疑惑に関わった役職員の責任を追求する差出人不明の文書、いわゆる怪文書が十数通、神社関係者に送付される事態となっていました。こうした事態に対し、神社本庁田中総長は疑惑の存在を全面否定するとともに、名誉毀損であるとして、司直の手に委ねる、刑事告訴するなどと、平成29年3月、4月、そして調査委員会の報告がなされた7月の役員会において発言していたことは、これまで述べてきたとおりです。

そんな中、疑惑の存在は明らかと判断していた私が役員二名に手渡した告発文「檄」の存在が田中総長側に漏れ、このことで私が懲戒解雇処分をうけたことにより、処分の無効を訴えたこの裁判が始まったわけですが、被告神社本庁は準備書面の中で私を「名誉毀損で刑事告訴され、警察による捜査が進んでいる」ような卑劣な人物であると、度々表現していました。

被告側が準備書面にそう記してきた段階では、私は一度も警察から取り調べを受けたことはなく不思議に思っていたのですが、令和元年6月に原宿署の刑事である松尾警部補から電話があり、任意で出頭を求められたのです。そして私は塩谷弁護士にも相談の上、捜査に協力することとし、令和元年7月にかけて三回にわたり原宿署に出向いて取り調べを受けました。

松尾警部補からの説明で、私は田中、打田両氏より、告発文だけでなく怪文書にも関わった人物として警視庁に名誉毀損で刑事告訴され、それが受理されたこと。そして、怪文書はさすがに捜査の対象とはならなかったものの、役員2名に対する告発文の手交は、記載内容が事実としても形式上は名誉毀損の要件を満たす可能性があるので、私を被疑者として取り調べることになったということを知りました。松尾警部補は民事訴訟の裁判資料も読み込んでおり、私の告発文が公安三課の警察官を通じて神社本庁側に漏洩したことについては、有り得ないことだと大変驚いていました。また、通常このような案件を警察が受理することはないとした上で、本件を警視庁が受理した背景には、告訴人が神社本庁の総長や、神道政治連盟の会長の職にあることから、政治的な判断がなされたのではないかと考えているようでした。そのためか、私は被疑者という立場ではあったものの、三回の取り調べは取調室の扉を開放したままなされるなど、通常の被疑者とは異なる対応のようでした。

最後の取り調べの日に松尾警部補より、私の調書は検察に送致され、早ければ令和元年8月中に、遅くとも秋くらいまでに地検から呼び出しがあるだろうとの説明がありました。

ところが、令和元年12月になつても検察からは何の連絡もありませんでした。そして令和元年12月2日になつて松尾警部補から、取り調べ中に私が証拠として提出していた告発文『檄』のコピーを検察の指示により返却したいと電話がありました。それで令和元年12月4日に受け取りに原宿署まで出向くと、不起訴になつたようだが民事で係争中の案件であり、警察の立場では詳細は申し上げられない、とのことでした。

それで令和元年12月6日、東京地検に電話で連絡すると、担当検事につないでいただいた上で、その日のうちに不起訴処分の告知書を交付してもらうことができました。告知書には、既に令和元年9月30日の段階で不起訴処分が確定していたことが記されていました。また、不起訴の理由も知りたいので、令和元年12月9日にあらためて地検に電話して尋ねたところ、「嫌疑不十分」との回答を得ました。

不起訴処分は当然の結論ですが、告訴人側もこうなることを承知の上で、私に刑事事件の被疑者として精神的な重圧を追わせ、刑事告訴の事実を神社本庁関係者に吹聴し、民事裁判を少しでも有利に進めるために私を刑事告訴したのではないかと思われてなりません。そして、刑事告訴が受理されるよう、神道政治連盟の関係議員を通じて警視庁に働きかけるなどのことも、打田氏なら有り得ない話ではないと考えています。

10 おわりに

神社本庁を懲戒解雇となつた私は、減給降格の処分を受けた瀬尾さんとともに神社本庁職員としての完全復帰を目指し、神社本庁を提訴することとなりました。長年勤務してきた神社本庁を訴えることにより、神社界の不祥事として社会に取り上げられることは私の本意ではありませんが、一日も早く職場に戻りたいという思いと、この裁判が神社本庁の正常化、再生に向けての契機になればという思いもあって提訴に踏み切ったのです。

また、我々を応援下さっている神社関係の皆様をはじめ、たくさんの方々に感謝の気持ちで一杯です。

被告神社本庁側は裁判の過程で、『神社本庁憲章』を根拠に私の懲戒処分の正当性を主張しています。昭和55年に制定された『神社本庁憲章』は、全国神社の包括法人である神社本庁が、庁規に基づく法人的な側面だけでなく、精神的な規範も含めた、神社や神職などの在り方を成文化した、全部で十九条からなる神社本庁の憲法ともいいうべきものですが、私がそれに反したとの主張には大変驚きました。

私は調査室に勤務していた平成8年頃、教学研究所に保管されていた神社本庁憲章の制定にいたる会議資料等をもとに『神社本庁憲章制定の経緯』という叢書を編集する作業に従事しました。私は5年の歳月を要した憲章の制定にいたる殆どの資料に目を通したつもりですが、制定に携わった当時の関係者が今の神社本庁の有様をみれば、現在の神社本庁執行部及

びその取り巻きこそが、神社本庁憲章の精神に反していると断言すると考えます。私は一日も早く神社本庁の職員として復帰し、やり残した仕事に道筋をつけるとともに、心ある多くの職員と協力して、神社本庁の正常化のために貢献したいという気持ちでいっぱいです。

以上